

第18期

第41回

# 総会議事録

令和3年7月16日

郡山市農業委員会

1. 開催年月日 令和3年7月16日(金)

2. 開催場所 特別会議室

3. 出席委員及び欠席委員は次のとおりである。

議席番号	氏名	出席状況	備考
1	二瓶敏幸	出席	湖南地区
2	新田幾男	出席	富久山地区
3	伊藤幸一	出席	中央地区
4	濱津洋一	出席	田村地区
5	中尾一明	出席	中田地区
6	藤田稔	出席	熱海地区
7	吉田秀吉	出席	三穂田地区
8	松川延安	出席	田村地区
9	降矢セツ子	出席	田村地区
10	吉田直衛	出席	中田地区

議席番号	氏名	出席状況	備考
11	小林正一郎	欠席	片平地区
12	堀井潔	出席	中央地区
13	細山文昭	出席	逢瀬地区
14	黒澤大吉	出席	日和田地区
15	遠藤昭夫	出席	安積地区
16	岩崎幸夫	出席	西田地区
17	村上晃一	出席	中央地区
18	古川弘作	出席	中央地区
19	佐久間俊一	出席	喜久田地区
20	伊藤城治	欠席	三穂田地区

4. 説明のため出席した事務局職員は次のとおりである。

【事務局長】 三 瓶 克 宏

【事務局次長】 齋 藤 聡

【主任主査兼農地調整係長】 柳 沼 一 幸

【主任主査兼庶務係長】 千 葉 崇

【主任主査兼農業振興・農業法人係長】 清 野 裕 一

【農業振興・農業法人係主任】 永 沼 宏 介

5. 本会議の書記は次のとおりである。

【農地調整係主事】 佐 藤 善 寿

6. 本会議の議事及び日程は別紙のとおりである。

7. 開会宣言 15時00分

8. 閉会宣言 16時00分



郡山市農業委員会総会会議規則第22条第2項の規定により、ここに署名する。

郡山市農業委員会

農業委員会会長

新田 幾男

---

署名人

降矢 セツ子

---

署名人

村上 晃一

---

事務局	<p>ただいまより、第41回総会を開催いたします。</p> <p>本日は、小林正一郎委員、伊藤城治委員から欠席届が出されております。</p> <p>在任中の委員の過半数が出席しておりますので、この総会は、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、成立しております。</p> <p>それでは、会長からご挨拶をいただきます。</p>
議長	<p>第41回総会とこのことで、第18期の最終の月例総会になります。</p> <p>推進委員の方も全員お集まりいただきありがとうございます。</p> <p>世間ではなかなかコロナが収束せず東京では1,000人ほど発生していますので皆さんお気を付けください。</p> <p>世界的なものですのでいつ何時かかるかわかりませんので皆さん十分気を付けて行動してください。</p> <p>今日で18期も最後となります。</p> <p>長い間出席いただきありがとうございます。</p> <p>よろしく願いいたします。</p>
事務局	<p>郡山市農業委員会総会会議規則第8条第1項の規定により会長に議長をお願いいたします。</p>
議長	<p>それでは、提出されております案件について、慎重なる審議をお願いいたします。</p> <p>会議次第2の「議事録署名人の選出について」をお諮りいたします。</p> <p>議事録署名人を2名選出するのでありますが、前例により、議長一任で、異議ございませんか。</p>
	<p>(全員異議なし)</p>
議長	<p>異議ないものと認め、議長より指名いたします。</p> <p>9番 降矢セツ子 委員</p> <p>17番 村上 晃一 委員</p> <p>このお二方をお願いいたします。</p> <p>次に、会議次第3の会議書記の選出を行います。会議書記には、農業委員会事務局の佐藤 善寿主事を選出いたします。</p> <p>引き続き、会議次第4の「議事」についてお諮りいたします。</p> <p>議事に入る前に、議案訂正、追加議案、取り下げについて事務局から説明願います。</p>
事務局	<p>議案訂正、追加議案、取り下げ等ありません。</p>
議長	<p>ただいまから、議案審議に入ります。</p>

	<p>議案第1号「農地法第3条第1項の規定による許可申請に関する処分決定について」を議題といたします。</p> <p>1番から3番までの3件について付議いたします。</p> <p>吉田 秀吉委員の調査報告を求めます。</p>
吉田 秀吉 委員	<p>1番から3番までの3件について調査の結果をご報告いたします。</p> <p>すべて受け人が同一のため一括して報告いたします。</p> <p>渡し人、受け人及び土地の表示は記載のとおりです。</p> <p>申請の事由は、知人への贈与です。</p> <p>これらの農地について、現地調査をしましたが、周辺農地と調和のとれた利用状況で、適正に管理すると認められます。</p> <p>また、全部効率要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件を満たしており、農地法第3条第2項各号に該当する事項はありませんでしたので許可相当と思われませんが、ご審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
議 長	<p>ただいまの報告について、ご質問、ご意見等ございませんか。</p>
	<p>(質問、意見なし)</p>
議 長	<p>1番から3番までの3件について、許可と決することに異議ございませんか。</p>
	<p>(全員「異議なし」)</p>
議 長	<p>異議ないものと認め、1番から3番までの3件について、許可と決します。</p> <p>次に4番 1件について付議いたします。</p> <p>細山 文昭委員の調査報告を求めます。</p>
細山 文昭 委員	<p>4番 1件について調査の結果をご報告いたします。</p> <p>渡し人、受け人及び土地の表示は記載のとおりです。</p> <p>申請の事由は、相手方要望、農業開始です。</p> <p>空き家に付随した農地になります。</p> <p>7月8日に事前審査会を行いました。</p> <p>農作業は夫婦二人で行います。</p> <p>これらの農地について、現地調査をしましたが、</p>

	<p>周辺農地と調和のとれた利用状況で、適正に管理すると認められます。</p> <p>また、全部効率要件、農作業常時従事要件、 地域との調和要件を満たしており、農地法第3条第2項各号に 該当する事項はありませんでしたので 許可相当と思われるが、ご審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>ただいまの報告について、 ご質問、ご意見等ございませんか。</p>
	(質問、意見なし)
議長	<p>4番 1件について、 許可と決することに異議ございませんか。</p>
	(全員「異議なし」)
議長	<p>異議ないものと認め、4番 1件について、 許可と決します。</p> <p>次に5番 1件について付議いたします。 事務局の調査報告を求めます。</p>
事務局	<p>5番 1件について 調査の結果を報告いたします。 渡し人、受け人及び土地の表示は記載のとおりです。 申請の事由は、高齢化、経営拡大です。 受け人と妻が農作業に従事します。</p> <p>この農地について、現地調査をしましたが、 周辺農地と調和のとれた利用状況で、適正に管理すると認められます。 また、全部効率要件、農作業常時従事要件、 地域との調和要件を満たしており、農地法第3条第2項各号に 該当する事項はありませんでしたので 許可相当と思われるが、ご審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>ただいまの報告について、 ご質問、ご意見等ございませんか。</p>
	(質問、意見なし)
議長	<p>5番 1件について、 許可と決することに異議ございませんか。</p>
	(全員「異議なし」)
議長	<p>異議ないものと認め、5番 1件について</p>

	許可と決めます。  次に6番 1件について付議いたします。 これは私の報告なので、議長交代いたします。
	(議長交代する。)
佐久間職代	議長交代いたしました。 新田 幾男委員の調査報告を求めます。
新田 幾男 委員	6番 1件について調査の結果をご報告いたします。 渡し人、受け人及び土地の表示は記載のとおりです。 申請の事由は、相手方要望、農業開始です。 空き家に付随した農地になります。 7月8日に事前審査会を行いました。 本人は荒らさず耕作する旨を確約しています。  これらの農地について、現地調査をしましたが、 周辺農地と調和のとれた利用状況で、適正に管理すると認められます。 また、全部効率要件、農作業常時従事要件、 地域との調和要件を満たしており、農地法第3条第2項各号に 該当する事項はありませんでしたので 許可相当と思われませんが、ご審議のほどよろしくお願いいたします。
佐久間職代	ただいまの報告について、 ご質問、ご意見等ございませんか。
	(質問、意見なし)
佐久間職代	6番 1件について、 許可と決することに異議ございませんか。
	(全員「異議なし」)
佐久間職代	異議ないものと認め、6番 1件について、 許可と決めます。 議長交代いたします。
	(新田会長に代わる。)
会 長	議長交代いたしました。  次に、7番と8番の 2件について付議いたします。 事務局の調査報告を求めます。

事務局	<p>7番と8番の 2件について、調査の結果を報告いたします。  まず7番ですが渡し人、受け人及び土地の表示は、  記載のとおりです。  申請の事由は、相手方要望、経営拡大です。  受け人と父親が農作業に従事します。</p> <p>次に8番ですが、渡し人、受け人及び土地の表示は  記載のとおりです。  申請の事由は、相手方要望、経営拡大です。  受け人と妻が農作業に従事します。</p> <p>これらの農地について、現地調査をしましたが、  周辺農地と調和のとれた利用状況で、適正に管理すると認められます。  また、全部効率要件、農作業常時従事要件、  地域との調和要件を満たしており、農地法第3条第2項各号に  該当する事項はありませんでしたので  許可相当と思われませんが、ご審議のほどよろしく願いいたします。</p>
議長	<p>ただいまの報告について、  ご質問、ご意見等ございませんか。</p>
	<p>(質問、意見なし)</p>
議長	<p>7番と8番の 2件について、  許可と決することに異議ございませんか。</p>
	<p>(全員「異議なし」)</p>
議長	<p>異議ないものと認め、7番と8番の 2件について  許可と決めます。</p> <p>次に9番と10番の 2件について付議いたします。  吉田 直衛委員の調査報告を求めます。</p>
吉田 直衛 委員	<p>9番 10番 2件について調査の結果をご報告いたします。  まず9番ですが渡し人、受け人及び土地の表示は、  記載のとおりです。  申請の事由は、贈与です。  受け人所有地の隣できれいに作付けされています。</p>



	<p>次に10番ですが、渡し人、受け人及び土地の表示は記載のとおりです。</p> <p>申請の事由は、孫への贈与です。</p> <p>こちら野菜がきれいに作付けされております。</p> <p>これらの農地について、現地調査をしましたが、周辺農地と調和のとれた利用状況で、適正に管理すると認められます。</p> <p>また、全部効率要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件を満たしており、農地法第3条第2項各号に該当する事項はありませんでしたので許可相当と思われませんが、ご審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>ただいまの報告について、ご質問、ご意見等ございませんか。</p>
	<p>(質問、意見なし)</p>
議長	<p>9番と10番の2件について、許可と決することに異議ございませんか。</p>
	<p>(全員「異議なし」)</p>
議長	<p>異議ないものと認め、9番と10番の2件について、許可と決します。</p> <p>以上で、議案第1号を終わります。</p> <p>続いて、議案第2号「農地法第4条第1項の規定による許可申請に関する処分決定について」を議題といたします。</p> <p>1番1件について付議いたします。</p> <p>吉田 秀吉委員の調査報告を求めます。</p>
吉田 秀吉 委員	<p>1番1件について調査の結果をご報告いたします。</p> <p>所有者及び土地の表示は記載のとおりです。</p> <p>転用の目的は分家住宅の建築です。</p> <p>農地の区分は、第1種農地と判断しました。</p> <p>平成30年3月に分家住宅用地として相続しました。</p> <p>子供たちが成長して手狭になり、建築資金の都合も付いたので申請するものです。</p> <p>西側水路から引水し、雨水等も東側の水田に入らないようにし、汚水は合併浄化槽で浄化したのち排水します。</p>

	<p>周辺農地の営農に支障はありません。</p> <p>以上、1番 1件については 農地法第4条第6項各号に 該当するような事項はありませんでしたので、 許可相当と思われますが、ご審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
議長	次に、事務局の審査結果についての補足説明を求めます。
事務局	<p>1番 1件について、調査結果の補足説明をいたします。 「農地転用許可申請に係る審査表」をご覧ください。 2農地転用許可基準に基づく検討状況ですが、 農地区分は第1種農地2-1-(1)-イ-(ア)-bで 甲種農地の要件を満たしていない、特定土地改良事業等の 施行に係る土地改良農地です。 許可基準は2-1-(1)-イ-(イ)-c-(e)で、 住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の 日常生活上又は業務上必要な施設の用に供するために行われる ものであり、集落に接続して設置される集落接続事業です。 その他の事項については、記載のとおりです。 以上補足説明といたします。</p>
議長	ただいまの報告について、 ご質問、ご意見等ございませんか。
	(質問、意見なし)
議長	1番 1件について、 許可と決することに異議ございませんか。
	(全員「異議なし」)
議長	<p>異議ないものと認め、1番 1件について、 許可と決めます。</p> <p>次に2番 1件について付議いたします。 細山 文昭委員の調査報告を求めます。</p>
細山 文昭 委員	<p>2番 1件について調査の結果をご報告いたします。 所有者及び土地の表示は記載のとおりです。 転用の目的は農業用倉庫と倉庫です。 農地の区分は、第1種農地と判断しました。</p>

	<p>50年前に建設した倉庫の一部が農地にかかっているため申請するもので追認案件となります。</p> <p>周辺農地の営農に支障はありません。</p> <p>以上、2番 1件については農地法第4条第6項各号に該当するような事項はありませんでしたので、許可相当と思われますが、ご審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
議 長	次に、事務局の審査結果についての補足説明を求めます。
事務局	<p>2番 1件について、調査結果の補足説明をいたします。</p> <p>「農地転用許可申請に係る審査表」をご覧ください。</p> <p>2農地転用許可基準に基づく検討状況ですが、中ノ原31-4の農地区分は第1種農地2-1-(1)-イ-(ア)-aで甲種農地の要件を満たしていない、おおむね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある集団農地です。</p> <p>中ノ原81-2の農地区分は第1種農地2-1-(1)-イ-(ア)-bで1番 同様です。</p> <p>許可基準は2-1-(1)-イ-(イ)-e-(e)で既存の施設の拡張の用に供するために行われる(拡張に係る部分の面積が既存施設の敷地面積の2分の1を超えないもの)既存施設拡張事業です。</p> <p>その他の事項については、記載のとおりです。</p> <p>以上補足説明といたします。</p>
議 長	ただいまの報告について、ご質問、ご意見等ございませんか。
	(質問、意見なし)
議 長	2番 1件について、許可と決することに異議ございませんか。
	(全員「異議なし」)
議 長	<p>異議ないものと認め、2番 1件について、許可と決めます。</p> <p>次に3番 1件について付議いたします。</p>

	<p>二瓶 敏幸委員の調査報告を求めます。</p>
二瓶 敏幸委員	<p>3番 1件について調査の結果をご報告いたします。</p> <p>所有者及び土地の表示は記載のとおりです。</p> <p>転用の目的は農作業場の設置です。</p> <p>農地の区分は、農振農用地と判断しました。</p> <p>現在の作業場が手狭になり近所に迷惑が掛かっているため現在より離れたところに作業場を設置するものです。</p> <p>以上、3番 1件については農地法第4条第6項各号に該当するような事項はありませんでしたので、許可相当と思われませんが、ご審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>次に、事務局の審査結果についての補足説明を求めます。</p>
事務局	<p>3番 1件について、調査結果の補足説明をいたします。</p> <p>「農地転用許可申請に係る審査表」をご覧ください。</p> <p>2農地転用許可基準に基づく検討状況ですが、農地区分は、農用地2-1-(1)-ア-（ア）で農業振興地域の整備に関する法律に基づき市町村が定める農業振興地域整備計画において、農用地等として利用すべき土地として定められた土地の区域内にある農用地区域内農地です。</p> <p>許可基準は2-1-(1)-ア-（イ）-bで農業振興地域の整備に関する法律第8条第4項に規定する農用地利用計画において指定された用途に供するために行われる農業用施設事業です。</p> <p>その他の事項については、記載のとおりです。</p> <p>以上補足説明といたします。</p>
議長	<p>ただいまの報告について、ご質問、ご意見等ございませんか。</p>
	<p>（質問、意見なし）</p>
議長	<p>3番 1件について、許可と決することに異議ございませんか。</p>
	<p>（全員「異議なし」）</p>
議長	<p>異議ないものと認め、3番 1件について、許可と決めます。</p>

	<p>4番と5番の 2件について付議いたします。 吉田 直衛委員の調査報告を求めます。</p>
吉田 直衛 委員	<p>4番と5番の 2件について調査の結果をご報告いたします。 まず4番 1件について調査の結果をご報告いたします。 所有者及び土地の表示は記載のとおりです。 転用の目的は堆肥舎及び堆肥置場の設置です。 農地の区分は、農振農用地と判断しました。 経営を拡大したため既存の堆肥舎が手狭になり 今回の申請に至ったものです。 近くに民家もない適地で周辺農地の営農に支障はありません。</p> <p>5番 1件について調査の結果をご報告いたします。 所有者及び土地の表示は記載のとおりです。 転用の目的は牛舎、飼料サイロ、牛運動場、もみ殻置場です。 農地の区分は、農振農用地と判断しました。 申請人は正規の手続きを行わず牛舎等を建てており、 是正のために申請するものです。</p> <p>以上、4番 5番 2件については 農地法第4条第6項各号に 該当するような事項はありませんでしたので、 許可相当と思われませんが、ご審議のほどよろしく願いたします。</p>
議 長	<p>次に、事務局の審査結果についての補足説明を求めます。</p>
事務局	<p>4番と5番の 2件について、調査結果の補足説明をいたします。 まず4番ですが「農地転用許可申請に係る審査表」をご覧ください。 2農地転用許可基準に基づく検討状況ですが、 農地区分は、農用地2-1-(1)-ア-（ア）で 3番同様です。 許可基準は2-1-(1)-ア-（イ）-bで3番同様です。</p> <p>次に5番ですが「農地転用許可申請に係る審査表」をご覧ください。 2農地転用許可基準に基づく検討状況ですが、 農地区分は、農用地2-1-(1)-ア-（ア）で</p>

	<p>3番同様です。</p> <p>許可基準は2-1-(1)-ア-(イ)-bで3番同様です。</p> <p>その他の事項については、記載のとおりです。</p> <p>以上補足説明といたします。</p>
議長	<p>ただいまの報告について、</p> <p>ご質問、ご意見等ございませんか。</p>
	<p>(質問、意見なし)</p>
議長	<p>4番と5番の 2件について、</p> <p>許可と決することに異議ございませんか。</p>
	<p>(全員「異議なし」)</p>
議長	<p>異議ないものと認め、4番と5番の 2件について、</p> <p>許可と決します。</p> <p>以上で、議案第2号を終わります。</p> <p>続いて、議案第3号「農地法第5条第1項の規定による許可申請に関する処分決定について」を議題といたします。</p> <p>1番と2番の 2件について付議いたします。</p> <p>古川 弘作委員の調査報告を求めます。</p>
古川 弘作 委員	<p>1番 1件について調査の結果をご報告いたします。</p> <p>使用貸人、使用借人及び土地の表示については記載のとおりです。</p> <p>転用の目的は給水管理設工事です。</p> <p>農地の区分は農振農用地として判断しました。</p> <p>2番の水路引き込み工事のため一時転用するもので</p> <p>期間は5か月間になります。</p> <p>周辺農地の営農に支障はありません。</p> <p>2番 1件について調査の結果をご報告いたします。</p> <p>使用貸人、使用借人及び土地の表示については記載のとおりです。</p> <p>転用の目的は農業用倉庫になります。</p> <p>農地の区分は農振農用地として判断しました。</p> <p>申請人は自宅及び倉庫を店舗用地として貸し付けて転居しましたが、</p> <p>転居先には農業用倉庫のスペースが確保できず農機具等を現在知人宅に預けているため今回の申請に至りました。</p> <p>雨水は自然浸透とし、汚水は合併浄化槽で浄化します。</p>

	<p>周辺農地の営農に支障はありません。</p> <p>以上1番 2番 2件については、 農地法第5条第2項各号に該当するような事項はなく、 許可相当と思われますが、ご審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
議 長	次に、事務局の審査結果についての補足説明を求めます。
事務局	<p>1番と2番の 2件について、調査結果の補足説明をいたします。 まず1番の「農地転用許可申請に係る審査表」をご覧ください。 2農地転用許可基準に基づく検討状況ですが、 農地区分は、農用地2-1-(1)-ア-ア)で 4条 3番同様です。 許可基準は2-1-(1)-ア-イ)-cで、 仮設工作物の設置その他の一時的な利用の用に供するために 行うものであって、当該利用の目的を達成するうえで 当該農地を供することが必要であると認められるものであること、 かつ、農業振興地域の整備に関する法律第8条第1項又は 第9条第1項の規定により定められた農業振興地域整備計画の 達成に支障がないと認められる一時転用事業です。</p> <p>次に2番の「農地転用許可申請に係る審査表」をご覧ください。 2農地転用許可基準に基づく検討状況ですが、 農地区分は、農用地2-1-(1)-ア-ア)で 1番同様です。 許可基準は2-1-(1)-ア-イ)-bで4条 3番同様です。 その他の事項については、記載のとおりです。 以上補足説明といたします。</p>
議 長	ただいまの報告について、 ご質問、ご意見等ございませんか。
	(質問、意見なし)
議 長	1番と2番の 2件について、 許可と決することに異議ございませんか。
	(全員「異議なし」)
議 長	異議ないものと認め、1番と2番の 2件について、 許可と決めます。

	<p>次に3番 1件について付議いたします。</p> <p>遠藤 昭夫委員の調査報告を求めます。</p>
遠藤 昭夫 委員	<p>3番 1件について調査の結果をご報告いたします。</p> <p>渡し人、受け人及び土地の表示については記載のとおりです。</p> <p>転用の目的は分家住宅になります。</p> <p>農地の区分は第1種農地として判断しました。</p> <p>受け人は現在市内の中ほどに暮らしておりますが 子供の成長とともに手狭になり、祖父から土地を提供してもらえ ることによって今回の申請に至りました。</p> <p>雨水は傾斜をつけ、汚水は合併浄化槽で処理します。</p> <p>周辺農地の営農に支障はありません。</p> <p>以上3番 1件については、 農地法第5条第2項各号に該当するような事項はなく、 許可相当と思われませんが、ご審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
議 長	次に、事務局の審査結果についての補足説明を求めます。
事務局	<p>3番 1件について、調査結果の補足説明をいたします。</p> <p>「農地転用許可申請に係る審査表」をご覧ください。</p> <p>2農地転用許可基準に基づく検討状況ですが、 農地区分は、第1種農地2-1-(1)-イ-(ア)-bで 4条 1番同様です。</p> <p>許可基準は2-1-(1)-イ-(イ)-c-(e)で、 4条 1番同様です。</p> <p>その他の事項については、記載のとおりです。</p> <p>以上補足説明といたします。</p>
議 長	ただいまの報告について、 ご質問、ご意見等ございませんか。
	(質問、意見なし)
議 長	3番 1件について、 許可と決することに異議ございませんか。
	(全員「異議なし」)
議 長	異議ないものと認め、3番 1件について、



	<p>許可と決めます。</p> <p>次に4番 1件について付議いたします。</p> <p>細山 文昭委員の調査報告を求めます。</p>
細山 文昭 委員	<p>4番 1件について調査の結果をご報告いたします。</p> <p>使用貸人、使用借人及び土地の表示については記載のとおりです。</p> <p>転用の目的は一般住宅になります。</p> <p>農地の区分は第1種農地として判断しました。</p> <p>子供の成長とともに手狭になり今回の申請に至りました。</p> <p>雨水は自然浸透として、汚水は合併浄化槽で浄化します。</p> <p>周辺農地の営農に支障はありません。</p> <p>以上4番 1件については、 農地法第5条第2項各号に該当するような事項はなく、 許可相当と思われますが、ご審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
議 長	次に、事務局の審査結果についての補足説明を求めます。
事務局	<p>4番 1件について、調査結果の補足説明をいたします。</p> <p>「農地転用許可申請に係る審査表」をご覧ください。</p> <p>2農地転用許可基準に基づく検討状況ですが、 農地区分は第1種農地2-1-(1)-イ-(ア)-aで 4条 2番同様です。</p> <p>許可基準は2-1-(1)-イ-(イ)-c-(e)で、 3番 同様です。</p> <p>その他の事項については、記載のとおりです。</p> <p>以上補足説明といたします。</p>
議 長	ただいまの報告について、 ご質問、ご意見等ございませんか。
	(質問、意見なし)
議 長	4番 1件について、 許可と決することに異議ございませんか。
	(全員「異議なし」)
議 長	異議ないものと認め、4番 1件について、 許可と決めます。

	<p>次に5番と6番の 2件について付議いたします。 二瓶 敏幸委員の調査報告を求めます。</p>
<p>二瓶 敏幸 委員</p>	<p>5番 6番 2件について調査の結果をご報告いたします。 まず5番 1件について調査の結果をご報告いたします。 貸し人、借り人及び土地の表示については記載のとおりです。 転用の目的は資材置場です。 農地の区分は第3種農地として判断しました。 今まで使っていた資材置場が使えなくなったため 新たに設置するものです。 周辺農地の営農に支障はありません。</p> <p>次に6番 1件について調査の結果をご報告いたします。 使用貸人、使用借人及び土地の表示については記載のとおりです。 転用の目的は農業用倉庫になります。 農地の区分は農振農用地として判断しました。 申請人は親子の関係です。 周辺農地の営農に支障はありません。</p> <p>以上5番 6番 2件については、 農地法第5条第2項各号に該当するような事項はなく、 許可相当と思われますが、ご審議のほどよろしくお願いたします。</p>
<p>議 長</p>	<p>次に、事務局の審査結果についての補足説明を求めます。</p>
<p>事務局</p>	<p>5番と6番の 2件について、調査結果の補足説明をいたします。 まず5番の「農地転用許可申請に係る審査表」をご覧ください。 2農地転用許可基準に基づく検討状況ですが、 農地区分は、第3種農地2-1-(1)-エ-(ア)-b-(a)で 甲種農地の要件を満たさない、住宅、事業施設、公共施設、 公益的施設が連たんし、市街化が相当進んでいる区域です。 許可基準は2-1-(1)-エ-(イ)で、 第3種農地の転用は許可することができます。 その他の事項については、記載のとおりです。</p> <p>次に6番の「農地転用許可申請に係る審査表」をご覧ください。</p>

	<p>2農地転用許可基準に基づく検討状況ですが、農地区分は、農用地2-1-(1)-ア-ア)で2番同様です。</p> <p>許可基準は2-1-(1)-ア-イ)-bで2番同様です。</p> <p>その他の事項については、記載のとおりです。</p> <p>以上補足説明といたします。</p>
議長	<p>ただいまの報告について、ご質問、ご意見等ございませんか。</p>
	(質問、意見なし)
議長	<p>5番と6番の2件について、許可と決することに異議ございませんか。</p>
	(全員「異議なし」)
議長	<p>異議ないものと認め、5番と6番の2件について、許可と決します。</p> <p>次に7番1件について付議いたします。</p> <p>松川 延安委員の調査報告を求めます。</p>
松川 延安委員	<p>7番1件について調査の結果をご報告いたします。</p> <p>渡し人、受け人及び土地の表示については記載のとおりです。</p> <p>転用の目的は農家住宅になります。</p> <p>農地の区分は第2種農地として判断しました。</p> <p>申請人は叔父と甥の関係で、平成12年に甥が住宅を建築する際に叔父の土地にはみ出してしまったものです。</p> <p>顛末書も添付されており、周辺農地の営農に支障はありません。</p> <p>以上7番1件については、農地法第5条第2項各号に該当するような事項はなく、許可相当と思われますが、ご審議のほどよろしくお願いたします。</p>
議長	次に、事務局の審査結果についての補足説明を求めます。
事務局	<p>調査結果の補足説明をいたします。</p> <p>「農地転用許可申請に係る審査表」をご覧ください。</p> <p>2農地転用許可基準に基づく検討状況ですが、農地区分は、第2種農地2-1-(1)-カで</p>

	<p>農用地区域内にある農地以外の農地であって、甲種農地、第1種農地、2-a-①及び②、2-b-①の第2種農地及び第3種農地のいずれにも該当しない農地です。</p> <p>許可基準は2-1-(1)-カー(イ)で、第2種農地の転用は申請地の他に適当な土地がないことが必要ですが農地以外に適当な土地はなく、周辺農地に影響を与えないことから許可できると考えています。</p> <p>その他の事項については、記載のとおりです。</p> <p>以上補足説明といたします。</p>
議長	<p>ただいまの報告について、ご質問、ご意見等ございませんか。</p>
	(質問、意見なし)
議長	<p>7番 1件について、許可と決することに異議ございませんか。</p>
	(全員「異議なし」)
議長	<p>異議ないものと認め、7番 1件について、許可と決めます。</p> <p>次に8番 1件について付議いたします。 降矢セツ子委員の調査報告を求めます。</p>
降矢セツ子委員	<p>8番 1件について調査の結果をご報告いたします。 渡し人、受け人及び土地の表示については記載のとおりです。 転用の目的は木材の乾燥場になります。 農地の区分は第2種農地として判断しました。 7月13日に受け人から話を聞きました。 以前農振除外をした土地ですが、土地所有者から農業者年金の都合上転用を止めてほしいといわれた土地をその後無理を言って無許可で転用したのですが、是正のため申請するものです。</p> <p>以上8番 1件については、農地法第5条第2項各号に該当するような事項はなく、許可相当と思われますが、ご審議のほどよろしく願いいたします。</p>
議長	<p>次に、事務局の審査結果についての補足説明を求めます。</p>

事務局	<p>8番 1件について、調査結果の補足説明をいたします。  「農地転用許可申請に係る審査表」をご覧ください。  2農地転用許可基準に基づく検討状況ですが、  農地区分は、第2種農地2-1-(1)-カで  7番同様です。  許可基準は2-1-(1)-カー(イ)で、  7番同様です。  その他の事項については、記載のとおりです。  以上補足説明といたします。</p>
議長	<p>ただいまの報告について、  ご質問、ご意見等ございませんか。</p>
	<p>(質問、意見なし)</p>
議長	<p>8番 1件について、  許可と決することに異議ございませんか。</p>
	<p>(全員「異議なし」)</p>
議長	<p>異議ないものと認め、8番 1件について、  許可と決めます。  以上で、議案第3号を終わります。</p> <p>次に、議案第4号「郡山市農用地利用集積計画の  決定について」を議題といたします。  農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づく  農用地利用集積計画について、郡山市長から審議を求められたので、  この適否についてお諮りいたします。  1番から4番までの 4件について付議いたします。  事務局の調査報告を求めます。</p>
事務局	<p>1番から4番までの  4件の農用地利用集積計画につきましては、  利用権設定2件、所有権移転2件の申請があり、  農地集積促進員及び事務局による現地調査  並びに審査の結果、いずれも農業経営基盤強化促進法  第18条第3項の各要件を満たしており、  適当と認められますが、ご審議のほどよろしくお願いたします。</p>
議長	<p>ただいまの報告について、</p>

	ご質問、ご意見等ございませんか。
	(質問、意見なし)
議長	1番から4番までの4件について承認と決することに異議ございませんか。
	(全員「異議なし」)
議長	<p>異議ないものと認め、1番から4番までの4件について、承認と決します。</p> <p>以上で、議案第4号を終わります。</p> <p>次に議案第5号「事業計画変更に関する処分決定について」を議題といたします。</p> <p>1番 1件について付議いたします。</p> <p>細山 文昭委員の調査報告を求めます。</p>
細山 文昭 委員	<p>1番 1件について調査の結果をご報告いたします。</p> <p>令和2年2月18日、</p> <p>第22回農業委員会総会にて許可した案件になります。</p> <p>申請者、土地の表示は記載の通りです。</p> <p>申請の事由は、地形測量の結果、</p> <p>造成設計の変更になったための期間の延長です。</p> <p>パネルの枚数等に変更はなく、</p> <p>1年の期間延長となりますが特に問題はないと考えます。</p> <p>許可基準についても問題なく、許可相当と思われます。</p>
議長	ただいまの報告について、ご質問、ご意見等ございませんか。
	(質問、意見なし)
議長	1番 1件について、承認相当と決することに異議ございませんか。
	(全員「異議なし」)
議長	<p>異議ないものと認め、1番 1件について、承認相当と決します。</p> <p>なお、この件につきましては転用面積が30aを超えていますので、福島県農業会議常設審議委員会の意見を聴くことにします。</p> <p>以上で、議案第5号を終わります。</p>

	<p>続いて、議案第6号「非農地に関する判断について」を議題といたします。</p> <p>1番 1件について 付議いたします。</p> <p>細山 文昭委員の調査報告を求めます。</p>
細山 文昭 委員	<p>1番 1件について調査の結果をご報告いたします。</p> <p>所有者及び土地の表示は記載のとおりです。</p> <p>申請目的は地目変更のためです。</p> <p>6月29日に現地を確認しました。</p> <p>申請人の父が杉を植えて山林化し、農地への復元は困難です</p> <p>周辺の農地の営農への支障も無く、 農地法第2条第1項の農地に該当しないと判断しました。</p>
議 長	<p>ただいまの報告について、 ご質問、ご意見等ございませんか。</p>
	<p>(質問、意見なし)</p>
議 長	<p>1番 1件について、 非農地と判断することに異議ございませんか。</p>
	<p>(全員「異議なし」)</p>
議 長	<p>異議ないものと認め、1番 1件について、 非農地と決めます。</p> <p>次に2番 1件について 付議いたします。</p> <p>降矢セツ子委員の調査報告を求めます。</p>
降矢セツ子 委員	<p>2番 1件について調査の結果をご報告いたします。</p> <p>所有者及び土地の表示は記載のとおりです。</p> <p>申請目的は地目変更のためです。</p> <p>6月30日に現地を確認しました。</p> <p>3方向を竹林と竹林に囲まれており、農地への復元は困難です。</p> <p>周辺の農地の営農への支障も無く、 農地法第2条第1項の農地に該当しないと判断しました。</p>
議 長	<p>ただいまの報告について、 ご質問、ご意見等ございませんか。</p>

	(質問、意見なし)
議長	2番 1件について 非農地と判断することに異議ございませんか。
	(全員「異議なし」)
議長	異議ないものと認め、2番 1件について 非農地と決めます。 以上で、議案第6号を終わります。  次に議案第7号「農業振興地域整備計画の変更申出に係る 農地転用の可否見込みについて」を議題といたします。 事務局の説明を求めます。
事務局	令和3年4月締切分に係る農業振興地域整備計画の変更については、 5月17日の特別委員会で重要な変更5件、軽微な変更7件いずれも 承認され6月17日の総会に報告しました。 しかし、6月11日に県中農林事務所同行のもと現地確認に行った所、 重要な変更2件について、庭木が所在するため当該箇所も除外範囲に 含めるようにとの指導があったため、除外面積を変更するものである。 当初の部分に加え、南側も庭木があるので追加するものと、 2番は進入路西側も変更するものです。
議長	ただいまの説明について、 ご質問、ご意見等ございませんか。
	(意見交換を経て)
議長	ほかに、ございませんか。
	(なし)
議長	それでは、採決いたします。 原案のとおり決することに異議ございませんか。
	(全員「異議なし」)
議長	異議ないものと認め、原案のとおり決めます。 以上で、議案第7号を終わります。  続いて、報告事項に入ります。 報告第1号「農地法第4条第1項第8号の規定による 農地転用届出について」 次のとおり、1番と2番の 2件について、



	<p>農地転用届出書の受理をしたので報告する。</p> <p>報告第1号を終わります。</p> <p>続いて、報告第2号「農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出について」</p> <p>次のとおり、1番から24番までの24件について、農地転用届出書の受理をしたので報告する。</p> <p>報告第2号を終わります。</p> <p>続いて、報告第3号「農地等の競落について」</p> <p>次のとおり1番1件について</p> <p>先に適格と決し、農地等の買受適格証明書を交付した競落者から売却調書の提出があり</p> <p>農地法第3条第1項の規定により許可書を交付したので報告する。</p> <p>報告第3号を終わります。</p> <p>ただいまの第1号から第3号までの報告についてご質問等ございませんか。</p>
	(質問、意見なし)
議長	<p>以上で報告事項を終わります。</p> <p>その他ございませんか。</p>
事務局	<p>6月の月例総会で改正案の承認をいただいた指針について一部文言と数値に修正があります。</p> <p>6月総会時に堀井委員から指摘があり精査した所を修正するものです。</p> <p>修正点としては、目標を令和5年3月とし、検証・見直しを計画期間中の中間年度に行うこととするものです。</p> <p>また令和2年度の個人の新規参入者数が1人漏れておりましたので追加し81人から82人としました。</p> <p>これに伴い面積等も修正しました。</p>
堀井 潔 委員	<p>当初の指針では改選にあたる3年毎に見直しとのことでしたが、今後は改選期毎の見直しは行わないということによろしいでしょうか。</p>
事務局	<p>今後は改選期毎の見直しは行わないという形になります。</p>
堀井 潔 委員	<p>わかりました。</p>

議 長	ほかに、ございませんか。
事務局	<p>6月29日からの農地利用状況調査大変お世話になりました。  まだ地区によっては残っているところもありますが、  よろしく願いいたします。</p> <p>非農地化については今年度も法務局と打ち合わせしながら  所有者の方々が簡単に地目変更できるようにしていきますので  よろしく願いいたします。</p> <p>遊休農地になってしまったものについては  新遊休農地等再生支援事業とのことで、国の事業が無くなったため  県のほうで用意した事業になります。</p> <p>事業主体としては本市の場合は農業政策課が窓口となります。  額は200万円未満となります 集落を単位とした実施計画  が要件となりますので、要望がありましたら早めにご相談ください。  補助事業ですので今手を挙げると来年度の事業ということに  なりますので周知のほうよろしく願いいたします。</p> <p>次に、6月定例会で新田会長が答弁に立たれました。  空き家バンク、農業法人連絡会についての答弁となります。  資料を配布しましたので後ほどご確認ください。</p>
事務局	<p>今後のスケジュールを配布しました。  主だったものとしては7月20日に一度19期の全員協議会を行います。  また26日には最後の推進委員会議があります。</p> <p>8月2日に農業委員会辞令交付式があり、  それに続き第1回総会の予定です。その後写真撮影の予定があります。  また、その際に推進委員選考委員会もございませう。</p> <p>さらに5日には臨時総会で、選考結果の議決を行います。  10日には推進委員に委嘱状を交付し第1回推進委員会議を行います。  その後11時30分から推進委員の写真撮影となります。</p> <p>17日農業相談日 18日幹事会、写真撮影、月例総会、情報委員会の  予定です。</p> <p>27日には退任委員の感謝状贈呈式の予定となります。</p>
事務局	<p>現時点で542名の認定農業者がいますが、  減少している現状となります。</p> <p>皆様認定農業者の確保のほうご協力ください、  よろしく願いいたします。</p>

議 長

長時間の慎重審議ありがとうございました。

以上で、第41回総会を閉会いたします。お疲れ様でした。

郡山市農業委員会

## 第41回総会（令和3年7月16日開催）の概要

### 第3条 農地の異動は

12件で、田 5, 614㎡ 畑 3, 412㎡ でした。

### 第4条 農地転用は

5件で、分家住宅1件、農業用倉庫等1件、農作業所1件、堆肥舎等1件、牛舎等1件でした。

### 第5条 農地転用は

8件で、給水管埋設工事1件、農業用倉庫2件、分家住宅1件、一般住宅1件、資材置場1件、農家住宅1件、木材乾燥場等1件でした。

この他、農用地利用集積計画、非農地証明、農業振興地域整備計画の変更申出に係る農地転用の可否見込みについて等がありました。